居宅介護支援　　重要事項説明書

＜令和８年６月１日現在＞

１．事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号

０８３－２５８－５５５２

ＦＡＸ

０８３－２２７－２４８０

担当　　三津山千恵　　岡田小津枝　　合澤直子　　和知由香

※ご不明な点は、お気軽にご相談ください。

２．下関病院居宅介護支援事業所の概要

（１）居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事　業　所　名	下関病院居宅介護支援事業所
事業所所在地	山口県下関市梶栗町4丁目2番34号下関病院附属地域診療クリニック内
介護保険指定番号	居宅介護支援（3570104434号）
サービス提供地域	下関市（離島地域及び旧豊浦郡のうち豊田町、豊北町は除く）

（２）居宅介護支援事業所の職員体制

	常　勤	非常勤	業　務　内　容
管　理　者	１名		事業所の業務及び職員の管理 （居宅介護支援専門員を兼務）
介護支援専門員	4名		居宅介護支援業務（内１名は管理者と兼務）
事務職員		1名	必要な事務業務

（３）営業時間

◎　月曜日～金曜日　午前８時３０分～午後５時まで
　　土曜日　　午前８時３０分～午後１２時３０分まで

◎　休業日　　日曜日、祝日
　　１２月３０日～１月３日

当事業所の居宅介護支援の特徴等

（１）　事業の目的

・ 医療法人水の木会が開設する下関病院居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

（２）　運営方針

・利用者の特性と能力に応じ自立した生活ができるよう居宅サービス計画を作成します。
・利用者の選択を尊重し、利用者本位のサービス提供を心がけます。
・十分な説明と同意に基づいたサービスの提供に心がけます。
・公正中立なサービスの提供に努めます。
・利用者の意思に基づいた契約であることを確保します。
・さまざまなニーズに応じ総合的なサービスが提供できるよう関係機関との綿密な連携を図ります。
・平時からの医療機関との連携を促進し、医療と介護の連携を強化します。

※指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき
その他必要と認める時は、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち、必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。

（３）　居宅介護支援の実施概要等

・居宅サービス計画にあたっての訪問、状況把握
・ 居宅サービス計画作成、説明、同意、交付、モニタリング
・給付管理業務
・サービス担当者会議の開催、連絡調整
・認定申請の援助
・介護保険施設等の紹介

当医療法人の概要

●法人名　　医療法人水の木会　　●理事長　　水木　　寛

●法人所在地　山口県下関市富任町6丁目18番18号

●電話番号　　（０８３）２５８－０３３８

※寄附行為の目的に定めた介護保険関連事業
居宅介護支援事業

居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

利用申込

↓

重要事項の説明

※利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることを説明します。

※利用者やその家族に対して、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明します。

※利用者又はその家族に対して、前6か月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6か月間に当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について説明します。

↓

契　約

↓

サービス計画の作成

状況の把握	利用者の居宅を訪問し、利用者本人や家族に面接し、抱えている問題点や解決すべき課題の把握及び分析を行います。 施設への入所を希望する場合には施設を紹介します。
計画の原案作成	在宅サービス事業者に関する情報が提供され、利用者が事業者を選びます ※介護支援専門員は利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。また、居宅サービス計画書を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
サービス担当者との連携・調整	介護支援専門員を中心に、サービスの担当者や利用者本人･家族も参加し意見交換等を行います。 ※ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師の意見を勘案して必要と認める場合その他やむを得ない理由がある場合については照会等により当該居宅サービス計画の原案の内容について、専門的な見地から意見を求めます。
居宅サービス計画の作成	介護サービスの目標、サービスの種類・内容など居宅サービス計画はサービスを受ける利用者の希望や心身の状態をよく考慮して作ります。
利用者の同意・交付	※利用者又はその家族に当該居宅サービス計画を説明し、文書により利用者の同意を得た上で交付します。また、担当者にも交付し、個別サービス計画の提出を求めます。

↓

1割の負担(一定以上の所得者の場合は2割又は3割)でサービスが利用できます

居宅サービス計画の実施状況の把握	モニタリングに当たっては、少なくとも月に1回、利用者の居宅を訪問し、実施状況の把握を利用者に面接して行い、結果を記録します。

※介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出ます。

利用料金

（１）基本利用料

利用者		要介護１、２	要介護３～５
保険料の滞納等	なし	保険から全額給付	保険から全額給付
	あり	10860円	14110円

※当該居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当該居宅介護支援事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は当該居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く）に居住する利用者に対して、居宅介護支援を行った場合は。所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。

（２）加算料金

特定事業所加算（Ⅱ）

算定要件）

・常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置。
・常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置。
・利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。
・24時間常時連絡できる体制を整備している。
・介護支援専門員に対し、計画的に、研修を実施している。
・地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。
・家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。
・特定事業所集中減算の適用なし。
・介護支援専門員一人当たり（常勤換算方法による）の担当利用者数が45名未満。
・介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している。
・他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研究会等を実施している。
・必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。

（１月につき）　４，２１０円

初回加算

適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、特に手間を要する初回（新規）に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合）　（１月につき）　３，０００円

入院時情報連携加算Ⅰ

※入院時は担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関にお伝えください。

入院した日のうちに、医療機関に対して必要な情報を提供した場合

（１月につき）　２，５００円

入院時情報連携加算Ⅱ

※入院時は担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関にお伝えください。

入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関に対して必要な情報を提供した場合

（１月につき）　　２，０００円

退院・退所加算

	カンファレンス参加　無	カンファレンス参加　有
連携　１回	４，５００円	６，０００円
連携　２回	６，０００円	７，５００円
連携　３回	×	９，０００円

医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定する。

　ただし、「連携３回」を算定できるのは、そのうち１回以上について、入院中の担当医等との会議（退院時カンファレンス等）に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る。

※入院又は入所期間中につき1回を限度。また、初回加算との同時算定はしない。

ターミナルケアマネジメント加算

〇算定要件

・在宅で死亡した利用者

〇算定要件

・24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備

・終末期の医療やケアの方針に関する利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前１４日以内に２日以上、利用者又はその家族の同意を得た上で居宅を訪問し、主治の医師の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施

・訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業所へ提供

（１月につき）　　４，０００円

通院時情報連携加算

利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。

（１月につき）　　５００円

緊急時等居宅カンファレンス加算 病院等の求めにより利用者の居宅に訪問し、当該利用者に必要な居宅サービス等の 利用に関する調整を行った場合　　（１月に２回を限度に）　　２，０００円
介護職員等処遇改善加算 算定要件） ケアプランデータ連携システムへ加入し、利用していること。 （１月につき）　　（基本利用料＋各種加算料金）×　２．１％

要介護の認定を受けられた方の基本利用料及び該当する加算料金については、介護保険制度から全額給付されるため、自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により保険給付が直接当事業者に支払われない場合は、1か月につき要介護度に応じた基本利用料及び該当する加算料金をお支払いいただくことになります。その際は、当事業者から指定居宅介護支援提供証明書を発行します。この指定居宅介護支援提供証明書を後日、市町村（保険者）の窓口に提出しますと、全額払い戻しが受けられます。

（３）交通費

サービスを提供する地域にお住まいの方からは、交通費はいただきません。
ただし、実施地域外にお住いの方については、実費分をご負担いただきます。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を超える地点から1㎞当たり25円をご負担いただきます。
※これらの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）をいただきます。

（４）解約料

利用者は契約を解除することができ、解約料はいただきません。

サービスの利用方法

サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。

当事業所職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

サービスの終了

①利用者のご都合　⇒　文書でお申しで下されば、いつでも解約できます。

②当事業所の都合　⇒　人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。
その場合は、終了１ヵ月前までに文書でご連絡するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③自動終了　⇒
次の場合は、双方の通知が無くても自動的にサービスを終了します。

（ア）利用者が介護保険施設に入所された場合

（イ）介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）、要支援１、要支援２と認定された場合

（ウ）利用者がお亡くなりになった場合

④利用者やご家族の背信行為　⇒　利用者やご家族などが、当事業所又は介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

緊急時の対応について

期間中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医、又は歯科医、家族等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

虐待の防止について

事業所は、利用者の尊厳保持・人格尊重、虐待の未然の防止・早期発見等のため次の措置を講じます。

① 虐待の防止に係る責任者を選定します。
役職：管理者、氏名：三津山千恵
② 虐待を防止のための従業者に対する研修を年１回以上実施します。
③ 虐待の防止のための指針を整備します。
④ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年２回開催します。

また事業所は、虐待又は虐待を疑われる事案が発生した場合は、速やかに市へ通報します。

個人情報の保護について

１．事業所は、利用者及び家族の個人情報の管理について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を守って、適切な取り扱いを行います。

２．事業者が知り得た利用者及び家族の個人情報については、原則的にサービス調整等の目的以外には利用しません。

３．外部への情報提供については、必要に応じて利用者及び家族又はその代理人の了承を得ます。

秘密保持について

１．事業者の介護支援専門員及び事業者の使用するものは、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。

２．事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

３．事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

事故発生時の対応について

１．事故が発生した場合は、利用者に対し応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じるとともに、速やかに家族等及び関係諸機関に事故発生状況及び今後の対応等について報告いたします。

２．事故等により要介護認定に影響する可能性のある場合には、市町村（保険者）に事故の概要を報告いたします。

３．事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命･身体･財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

４．事業者は、自己の責任に帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。
とりわけ、以下の各号に該当する場合には、事業者は賠償責任を免れます。

①契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が生じた場合。

②契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が生じた場合。

③契約者が急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。

④契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名　　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名　　介護保険・社会福祉事業者総合保険

サービス内容に関する苦情

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当　　下関病院居宅介護支援事業所　管理者　三津山　千恵

電話番号　　０８３－２５８－５５５２

受付時間　月～金曜日　８：３０～１７：００
土曜日　８：３０～１２：３０
（祝日、年末年始を除く）

当事業所以外に、市町村等の窓口に相談したり、苦情を伝えることができます。

●下関市役所福祉部介護保険課事業者係　　電話番　０８３－２３１－１３７１

ＦＡＸ　０８３－２３１－２７４３

受付日時　午前８時３０分～午後５時１５分（土、日、祝日、年末年始を除く）

750-8521　下関市南部町1番1号

●山口県国民健康保険団体連合会　介護保険課介護保険班

電話番号　　０８３－９９５－１０１０

ＦＡＸ　　０８３－９３４－３６６５

受付日時　午前９時００分～午後５時００分（土、日、祝日、年末年始を除く）

753-8520　山口市朝田1980番地7　国保会館

記録の整備

当事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、指定居宅サービス事業所等との連絡調整に関する記録、居宅介護支援台帳、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録等を完結の日から2年間保存します。

別紙１

個人情報使用に関する同意書

私及びその家族の個人情報について、次に記載するところにより、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

１ 使用する目的

事業者が、私の居宅サービス計画等に基づくサービスの提供を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

２ 使用にあたっての条件

① 個人情報の提供は、前記目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

③ 第３者への提供

・ケアプランの中で利用するサービス事業所への提供

・国保連合会への介護報酬の請求のための提出

・コンピューターの保守のためのデータ提供

３ 個人情報の内容

氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況その他一切の私や家族個人に関する情報。

４ 使用する期間

契約日より契約終了日までとする。